

主な内容

- 市議会開会／市政概況報告
- 県議会議員選挙
- 国保・年金特集

●発行/山口市役所 〒753 山口市亀山町2-1 ☎0839-22-4111 ●編集/企画財政部広報広聴課 ●印刷/山口印刷工業株

市民交通災害共済受付中

毎月15日は、お年寄りの交通安全日
思いやりみんなですすめる交通安全
交通事故状況(2月)

- 発生件数 52 (累計 95 / 前年比-11)
- 死亡者 0 (累計 2 / 前年比+ 1)
- 負傷者 54 (累計 98 / 前年比-22)



お別れ会をかねてー二島小のバイキング給食ー

二島小学校(藤本正明校長)の全校児童190人が体育館に集まってバイキング給食。ホットドック、串カツ、シューマイなど自分でお皿にとっていき、低学年の児童には上級生のサービスも。肉や野菜のグループからひとつずつ選ぶので栄養のバランスも大丈夫です。3月3日、卒業を間近に控えた6年生とのお別れ会もかねて、みんなで一緒に「いただきます」。「ちがう学年の人も一緒にとっても楽しい」と、にぎやかな給食風景でした。

3/15
1995年No.1144

■再生紙(古紙混入率80%)利用の市報です。
(上段は、平成7年3月1日現在、下段は今年1月1日との比較)



平成7年第1回 市議会定例会開会

佐内市長 小郡町への 合併申し入れを報告



平成七年第一回市議会定例会が二月二十七日開会されました。会期は採決が行われる三月二十二日まで。

今議会には、総額三百九十三億円の平成七年度一般会計予算案、四億一千四百九十余万円を減額する今年度一般会計の補正予算案など四十三議案が上程されました。

開会日に、佐内市長は冒頭で市政概況報告を行い、小郡町長と町議会議長に合併を正式に申し入れたことを報告しました。

このほか、兵庫県南部地震の救援措置の状況と、本市の防災体制については情報が整理され次第、地域防災計画の中で取り組むこと、中原中也賞の創設（四月の市報でお知らせします）、「山口市スポーツの森」の三月末の完成について報告しました。

山口市の 合併・分離の主な歴史

- 昭和19年4月
第二次世界大戦下の国土計画の一施策として、旧山口市（宮野・吉敷含む）と鑄銭司を除く南部、大歳、平川、小郡、阿知須が合併
- 昭和22年11月
阿知須町分離
- 昭和24年11月
小郡町分離
- 昭和30年1月
吉敷郡7町村の合併を目的に「大山口市建設準備委員会」発足
- 昭和30年4月
大内・仁保・小鯖の3村が合併し、大内町が誕生
- 昭和31年11月
鑄銭司村と合併
- 昭和38年5月
大内町と合併、山口市は十萬都市に
- 昭和40年11月
小郡町に合併申し入れ
- 昭和47年6年
高速自動車道、山陽新幹線開通を控え、小郡町に合併申し入れ

申入書

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、貴町と本市は、地理的、歴史的、社会的にみても極めて密接な関係を持ち、しかも近年の経済社会情勢の中で、その関係はますます深まりつつある状況にあります。

一方、県全体を見ると、経済のソフト化・サービス化が進展する中、産業構造の転換や若者をはじめとする人口定住などの課題を克服することが、近時、喫緊の要請となっております。

県央部に位置する貴町及び本市の発展を図ることは、とりもなおさず周辺市町村はもちろんのこと、広く県勢全体の浮揚につながるものと認識しており、こうした経済社会環境の変化に適切に対処するためには、県全体に高次の都市的サービスを提供する中核都市の形成に向けて、今こそ

合併分離の歴史の中で

右表のような合併分離の歴史の中で、山口市は県の中核都市として県都にふさわしいまちづくりをすすめています。

中核都市の形成は、市が昭和三十六年に策定した、いわば第一次の長期計画である「山口市建設総合計画」から平成元年に策定した「第四次山口市総合計画」まで、市の一貫した基本姿勢となつています。

小郡町との再合併は、中核都市の実現のため、歴代市長が常に最大の課題としてきたものです。

合併が再浮上

平成三年五月、小郡町から駅北開発の支援をもとめられた県が、国の補助事業の採択要件等を考慮する中で、本市と小郡町の合併が再浮上しました。

本格的な議論は平成五年に入ってはじまり、五月に設置された市独自の協議会「山口市合併検討協議会」や、六月から開始された小郡町との協議の場としての「山口・小郡合併問題資料検討協議会」を通じて様々な協議をしてきたほか、合併後の将来ビジョン（案）や行政格差の是正方策等（案）などを市・町民の皆様公表しています。

正式に申し入れ

小郡町との合併については、議会をはじめ、自治会・農業・商店街関係の方々も呼びかけた「山口市合併検討協議会」、また地区懇談会などで様々なご意見をいただきました。

佐内市長は、昨年七月実施の市民意識調査の結果も踏まえ、こうした一連の動向のなかで表明してきた合併の意思を正式に小郡町へ伝える時期と判断し、今回の申し入れとなりました。

市ではこの申し入れによって、合併がより一層前向きに展開することを強く期待しています。

貴町と本市が大同団結し、一体的なまちづくりを積極的に進めることが必要と考えます。

なお、資料検討協議の課題であります行政格差につきましては、これまでの小郡町独自の諸施策を十分に尊重するとともに、小郡町民が不利益を被ることが無いように配慮し、最善の努力をする考えであります。

つきましては、貴町と本市の合併について申し入れたいたします。

よろしくお取り計らいの程お願い申し上げます。

平成七年二月十六日

小郡町長 宮本研道様
小郡町議会議長 稲泉武雄様

山口市長 佐内正治
山口市議会議長 杉山勝良

投票できる人

○年齢 昭和五十年四月十日までに生まれた人

○居住条件 平成六年十二月三十日までに入居届をし、山口市の住民基本台帳に登録され、引き続き現在市内に住んでいる人

【注】平成六年十二月三十一日以降に山口市に入居届をされた人は、山口市では投票できません。ただし、前住所が山口県内他市町村でその市町



県議会 議員選挙

今年は、4年に一度行われる「統一地方選挙」の年です。これは、3月1日から5月31日までの間に任期満了が予定されている県・市町村の選挙期日を統一して行うものです。

山口市では、4月9日に県議会議員選挙、4月23日には市議会議員選挙が行われます。

最初に行われる県議会議員選挙は、これから4年間の県政を託す大事な選挙です。

私たち一人ひとりが選挙権の大切さを再認識し、他人に惑わされずに自分の意思で投票しましょう。



村の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票できます。この場合、証明書が必要となりますので、選挙管理委員会におたずねください。

投票時間

投票時間は、午前七時から午後六時までです。



まちづくりは選挙から

投票所入場券

投票所入場券は、はがきで郵送します。

はがき一枚で二人分の入場券となっておりますので、それぞれ切り離して投票所に持参してください。

万一、入場券を紛失された場合は、投票所係員に申し出てくだされば、投票できます。

投票所

投票所は、お届けする入場券をよく確かめてください。

最近、市内転居をされた人の投票所は、次のようになります。

○三月十七日までに市内転居の届け出をされた人は、新住

所地の投票所になります。

○三月十八日以降に市内転居の届け出をされた人は、前住所地の投票所になります。

☆不在者投票ができる場所・期間及び時間

■市役所 三月三十一日（金）から四月八日（土）まで

時間は午前八時半から午後五時まで（土曜日・日曜日も受け付けます）

投票所の変更

今回の選挙から山口第六投票所が、白石中学校から白石小学校に変わります。

■出張所 三月三十一日（金）から四月七日（金）まで

時間は午前八時半から午後五時まで（土曜日・日曜日ではありません）

代理投票

身体が不自由で字が書けない人は、代理投票ができます。

代理投票は、投票する人に代わって、補助者が投票用紙に記入するものです。

（投票の秘密は守られます）

不在者投票

投票日に、仕事や入院など法で定められたやむを得ない理由で、投票所に行くことができない人は、不在者投票ができます。

このほか、病気で入院されている人、老人ホーム等に入所されている人は、病院や老人ホーム等でも不在者投票ができます。この場合は、病院・老人ホーム等に問い合わせてください。

指定を受けている近くの病院・老人ホーム

国立湯田温泉病院、山口赤十字病院、済生会山口総合病院、山口病院、吉南病院、仁保病院、佐々木外科病院、山口若宮病院、柴田病院、山口リハビリテーション病院、幸楽苑、県立中央病院、防府温泉病院、小郡第一総合病院、林病院、小郡まきはら病院、シーサイド病院、阿知須共立病院、阿知須同仁病院、老人保健施設日吉台、老人保健施設防府幸楽苑、老人保健施設みのり苑、ニューライフあじす、福寿園、梅光苑、サンライフ日吉台、温泉ホーム日吉台、よしき悠々苑、山口あかり園、山口秋穂園、日吉台ケアハウス、老人保健施設あいあい山口

開票

即日開票で、四月九日午後七時四十五分から山口県体育館（中園町）で行います。

問い合わせ

くわしくは、市選挙管理委員会事務局（市役所一階 ☎ 4111）へ

※市議会議員選挙については四月にお知らせいたします。

いの一票
あなたが築く
よい郷土

韓国・公州市から 訪問団

国際交流も地方の時代といわれ、地域の特性を活かした友好交流が各地で盛んに行われています。国と国との外交ももちろん大切なことですが、国際親善は、都市と都市、人と人との交流で大きく育っていきます。山口市は、スペインのパンプローナ市、中国の濟南市、韓国の公州市の三都市と姉妹・友好の縁組みをしています。このほど、韓国・公州市の訪問団が山口市を訪れ市内の各地を視察、さらに友好を深めました。



玄関前で花束を贈呈されるユ一市長

姉妹都市の締結をして三年目を迎える韓国・公州市の行政視察団(ユ一・トクジュン公州市長ら五人)一行が、二月二十四日來山、山口市役所を表敬訪問しました。

庁舎前で市職員から花束を贈呈されたのち、庁舎内に入り、佐内市長と親しく意見を交換しました。

公州市は、今年一月公州郡と統合、行政区画が飛躍的に拡大しました。今回の訪問は、今年から特に福祉・衛生行政に本格的に取り組むうえで、わが国の姉妹都市三か所を訪ね、これからのまちづくりに役立てようというのが最大の目的です。

二十四日午後、養護老人ホーム福寿園を訪問、園長の説明で施設内を熱心に見学、入園者には励ましの言葉をかけておられました。

た。中部環境施設組合清掃工場でも、施設を案内する事務局長に盛んに質問をされるなど、公州市の新たな出発に向けて意欲的に取り組まれています。

また、一行は、大内の乗福寺を訪問。ここには、山口の開府大内氏の始祖と伝えられる古代百濟(現在の韓国)王家出身の琳聖太子の供養塔があります。

公州市と山口市は距離的に近いだけでなく、大内氏とおおして歴史的・文化的にもつながりの深い都市で、地元の人たちも韓国からのお客さんを大歓迎。一行も文化交流を



乗福寺の供養塔を訪れた一行

もつとすすめたいと喜ばれました。

このほか、中原中也記念館や山口市スポーツの森など山口市の新しい面にもふれられ、二十五日、次の訪問先滋賀県守山市へ向けて出発されました。

兵庫県南部地震

被災者救済募金
ありがとうございました

山口市自治会連合会会長
杉山茂二

山口市自治会連合会で取り扱いました救済募金は二月十日で閉じさせていただきました、総額千五百五十八万八千八百八十二円の募金額となりました。

この使途につきましては自治会臨時総会を開催し、緊急救援物資としてビニールシート百枚、ビニールロープ五十巻、カッターナイフ五十個を、一月二十三日、県を通して被災地に発送(代金三十四万七千八百八十二円)、また山口市に避難された方の生活援助のために百万円を積み立て、自治会見舞金として差し上げる手当をいたしております。

(該当の方は市社会課にご連絡をお願いします)
残額の千三百八十万三千元

は日本赤十字社を通じて阪神大震災義援金募集委員会に届けさせていただきました。

兵庫県南部地震
災害義援金

市役所や各出張所で受け付け、社会課を通じて日本赤十字社に振り込んだ義援金は、三月一日現在、山口市自治会連合会の義援金を含め、二千五百五十三万三千六百三十三円になりました。ご協力ありがとうございました。

日本赤十字社山口県支部山口市地区(事務局 市社会課)では、四月十七日まで義援金を受け付けています。

もよりの郵便局、または市役所・各出張所で取り扱いをいたしております。

引き続きみなさまの温かいご支援をお願いいたします。
お問い合わせは、市社会課
(☎22-4111内線2812)へ

市職員採用試験

試験区分	試験職種	採用予定人員	受験資格
技能	給食調理員	2名	昭和44年4月2日から昭和52年4月1日までに生まれた人で、中学校卒業以上の学歴を有する人

☆受付期間 三月十五日(水)～二十三日(木)
☆試験日 三月二十四日(金)
☆試験所 山口市役所
☆受験申込書の請求
☆受験申込書は市職員課、市

役所受付または出張所にあります。
☆申し込み・問い合わせ 市総務部職員課人事研修担当
(☎22-4111内線2241)へ

四月一日から 一部の申請書等で 印鑑が不要になります

市では、四月一日から、申請書等の押印を一部廃止します。押印の廃止は市への手続きの簡素化をめざすものです。

「印鑑を忘れたため、出直さなければならなかった」という声をよく耳にします。そこで市では、印鑑をお持ちにならなくても、窓口で手続きが簡単にできるように、押印の見直しを行いました。

現在五百余りある押印が必要な申請書を見直した結果、約五分の一について、押印がなくても受付ができるようになりました。

このたびの改正で、施設の利用申請は基本的に押印は不要となります。

また、母子健康手帳の再交付申請やホームヘルプサービス申出書など、押印がなくても支障がないと思われるものについても実施します。

しかし、次のようなものは押印廃止が難しいため、従来どおり印鑑が必要ですので、ご注意ください。

- ▼法令・通達および国・県の通知等に定められているもの
(戸籍届出書や児童手当認定請求書など)
 - ▼本人を特定し、意志を確認する必要があるもの
(納付義務者変更届や印鑑登録申請書など)
 - ▼補助金等の申請に関するもの
(防犯灯設置費補助金申請書など)
 - ▼社会通念上、押印を必要とするもの
(契約書など)
- 今後も、今回実施できなかったものについて、窓口での手続きができるだけ簡素化できるように、引き続き見直していく方針です。
- くわしくは、各担当の窓口、または事務管理課へお問い合わせください。

押印を廃止する 申請書等

施設等の使用申請書

施設使用申込書(山口隣保館)▽山口市民健康保険保健施設利用申込書(保険年金課)▽草刈器具使用申込書(生活環境課)▽日本赤十字社山口市地区テント使用申請(社会課)▽山口市中心身障害者福祉作業所利用許可申請書(高齢障害課)

▽機能訓練教室申請書・保健センター使用願(健康増進課)▽子ども神輿借用願・物品借用証(商工観光課)▽山口市働く婦人の家使用許可(変更)申請書(山口市働く婦人の家)▽と畜施設使用申請書・冷蔵庫使用申請書・骨皮置場使用申請書・大動物けい留所使用申請書(食肉センター)

▽有料公園施設使用許可申請書・有料公園施設使用許可変更申請書(都市整備課)▽学校等施設一時使用許可願(教育総務課)▽公民館使用願・物品借用願・学校体育施設使用許可申請書(公民館)▽仁保生活改善センター使用願(仁保公民館)▽山口ふるさと伝承総合セ

ンター使用許可(変更)申請書(伝承センター)▽山口市民会館使用許可申請書(市民会館)▽中央公園野球場使用許可申請書・市民スポーツの森野球場使用許可申請書・榎野川運動公園使用許可申請書(体育課)▽歴史民俗資料館資料館内利用許可申請書(歴史民俗資料館)

証書・手当等の交付
福祉医療費受給者証再交付申請書(保険年金課)▽山口市中心身障害児福祉手当支給資格中立書・山口市中心身障害児福祉手当証書再交付申請書(社会課)▽住宅福祉総合利用券交付申請書・ホームヘルプサービス申出書・山口市老人デイサービス事業登録申請書・シヨーステイ利用(延長)申請書・ホームケア促進事業申請書・ナイトケア(延長)申請書・入浴サービス申請書・福祉電話貸与申請書・山口市緊急通報装置貸与(給付)申請書・日常生活用具給付申請書・山口市ねたきり老人等寝具乾燥事業申請書・障害者控除対象者認定書交付申請書・在宅介護費用証明書交付申請書(高齢障害課)▽母子健康手帳再交付申請書(健康増進課)

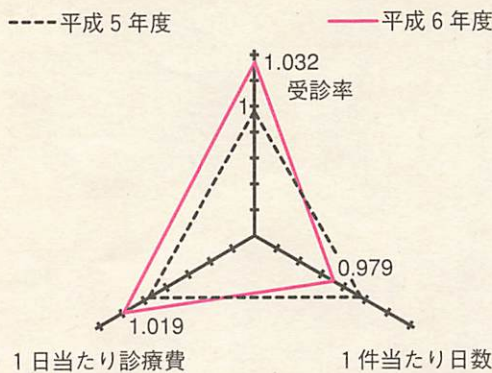
届出・報告書
家屋滅失届(課税課)▽建物等新築届(市民課)▽福祉医療費受給者保険変更届出書・福祉医療費受給者住所・氏名変更届出書・福祉医療費受給者資格喪失届出書(保険年金課)▽墓地施設等工事着工届・墓地施設等工事完成届(生活環境課)▽「障害児福祉手当・特別障害者手当」氏名住所変更届・「障害児福祉手当・特別障害者手当」死亡届・山口市中心身障害児福祉手当支給額改定届書・山口市中心身障害児福祉手当証書亡失届書・山口市中心身障害児福祉手当受給資格喪失届書(社会課)▽児童手当住所・氏名変更届(児童家庭課)▽退寮届・外泊届・宿泊届(母子寮)▽妊娠届(健康増進課)▽排水機運転報告書(耕地課)▽大規模建築物等の新築等の行為届出書(都市政策課)▽仁保生活改善センター破損滅失届(仁保公民館)▽破損滅失届(山口南総合センター)▽山口ふれあい館破損滅失届(山口ふれあい館)

その他
貸付金償還猶予申請書(同和对策部)▽犬の登録申請書・雑草除去委託申請書(生活環境課)▽廃棄物搬入許可申請書・廃棄物処理手数料減免申請書(清掃事務所)▽しらさぎ学級通級申込書・通園申請書(心身障害児母子通園訓練事業)(高齢障害課)▽母子寮入所申請書・母子寮誓約書・母子寮緊急時連絡先申出書(母子寮身元引受人申立書)・緊急一時保護申込書・トワイライト通所サービス申込書(児童家庭課)▽豚の各種予防注射予約申込書(農政課)▽公園内行為許可申請書・変更許可申請書(公園内行為許可)(都市整備課)▽使用料等減免申請書・公共下水道管渠設置申請者名簿・下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書・下水道事業受益者負担金減免申請書・取付管・公共ます設置位置申請書(下水道管理課)▽農地転用整理簿(農業委員会事務局)▽後援申請書(芸術・文化関係)(文化課)▽後援・共催願・体育施設使用料減免申請書(体育課)▽かしだしカード請求表(児童文化センター)▽山口南総合センター使用取消願・山口南総合センター使用料減免申請書(山口南総合センター)▽山口市民会館使用料減免申請書(市民会館)

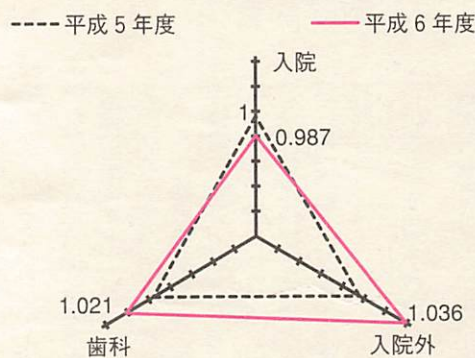
元気が一番 あなたの健康を守る 国民健康保険

山口市の国保医療費は、平成5年度で113億円を超え、6年度はさらに増加する様相を示しています。高齢化の進展、医療水準の向上などその要因は様々ですが、国保の運営に少なからず影響をもたらします。

グラフ1 一人当たり診療費の対前年比（国保全体）



グラフ2 受診率の対前年比内訳



医療費上半期の伸び率五・七%

平成六年度上半期に病氣などでかかった医療費を前年度の同時期と比較すると、総額で約五・七%、一人当たりで約五・二%の増加となっています。この要因を診療費で見ると、グラフ1のとおり受診率（お医者さんにかかる人の割合）が三・二%と伸びています。また、その内訳をみると、グラフ2のとおり入院外（外来）が、三・六%、歯科二・一%と伸びています。このように今年度上半期の医療費の増加は入院外などの受診率の伸びが影響していることがわかります。

また、下半期はインフルエンザの流行などもあり、入院外の受診率が一層伸びることが予想されます。

人間ドック等の健診を
国保では、外来人間ドック、歯科健診などを実施し、疾病予防に努めています。特に、四十、五十、六十、六十五歳の方には、節目健診の通知を差し上げていますが、まだまだ健診を受けられる方が少ない状況です。「自らの健康は自らつくる」という認識のもと、みなさんも何かの節目に受診されてはいかがでしょうか。

保健事業を拡充

人間ドックを受けてこそではないでしょうか。早期発見、早期治療は健康管理に有効であり、これが実現できれば、結果として国保の医療費の適正化にもつながります。

昨年十月、健康づくりのための事業を保健事業として一層推進するよう法改正が行われました。

平成七年度からは、これまで五月と十月に実施していた国保の歯科健診を年間を通して行うほか、外来人間ドックについても検査項目の見直しを行うなど、健康づくり事業の拡充を図ることになっています。

国民健康保険料

納めて安心
わが家の健康

保険料は大切な財源

平成五年度の国保特別会計の歳入に占める保険料の割合は、三五・一%にもなっています。

みなさんが納められた保険料は国保運営上の大切な財源です。

保険料の納め忘れは ありませんか

平成五年度の納付方法別の収納率は、組織納付が九九・四四%、口座振替が九八・六六%、以下、個別徴収、自主納付の順になっています。

特に、組織納付はお世話人さんのご努力により非常に収納率が高くなっています。

一方、自主納付は八一・四七%と低くなっています。これは、納期限までに支払う予定だったのに、うっかり納め忘れておられる場合が相当あるのではないかと、考えられます。

組織納付や口座振替を ご利用ください

こうした納め忘れのないよう、市では、納期内に確実に納めることができる組織納付や口座振替による納付をお勧め



皆さんの協力で 収納率の向上を

詳しくは、市保険年金課または市収納課（☎221411）へおたずねください。

なお、口座振替の手続きは、口座をお持ちの金融機関（郵便局を除く）でできます。

山口市は、平成五年度より保険料の収納率向上特別対策事業の指定を受け、収納率の向上に向け、積極的に取り組んでいます。

その事業の一つにPR活動を主体としたキャンペーンを展開しています。

じん芥収集車の両サイドや市営バスの前面に、キャッチフレーズを書いた横断幕を掲げ、保険料納付の呼びかけを行っています。

国保運営の貴重な財源となります。保険料の収納率向上に向け、市民の皆様のご協力を願います。

春は異動のシーズンです

国保の届け出は お済みですか？

健康保険の任意継続を されている方へ

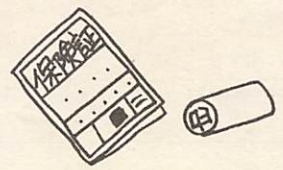
現在、任意継続の社会保険等に加入している人で、資格喪失後、国民健康保険に加入される方は、資格喪失予定日の一か月前から、国保加入の届け出ができます。

- ① 印かん
- ② 有効期限の書いてある被保険者証または資格喪失証明書（退職者医療制度該当者は、年金証書も必要）

あなたも該当していませんか 退職者医療制度

退職者医療制度は、退職して、被用者年金をもらっている七十歳（寝たきりなどのお年寄り）は六十五歳までの人の医療制度です。

- 加入できる人
- 1 厚生年金や船員保険、各種共済組合から、老齢（退職）年金または通算老齢年金を受



学生用の保険証が 作れます

国民健康保険証は、原則として一世帯に一枚しか交付できませんが、就学のために他の市町村にいるときには、学生用の国民健康保険証を作ることができます。

- ① 届出に必要なもの
- ② 在学証明書または合格通知、入学許可証など進学することを証明するもの
- ③ 国民健康保険証
- ④ 印かん

病院へ行くと思ったら 保険証がない！

- ② 年金証書
- ③ 社会保険等をやめた証明（すでに国保に加入している人は①と②と国民健康保険証）

ほかの健康保険に 加入したときは？

勤め先が変わったり、就職して他の健康保険に加入したときには、国民健康保険をやめる届け出が必要です。④の保険証を受けていた人も、手続きをしてください。

- ① 届出に必要なもの
- ② 新しい健康保険証
- ③ 国民健康保険証
- ④ 印かん

入院時の食事 一部負担金が必要に

平成六年十月一日から、国保の制度が一部改正され、入院中の一日にかかる食事費用のうち、一定額を負担していただくことになりました。そこで、この制度の内容をQ&Aで紹介します。



- Q 入院中の食事代として、一日六百元を支払っています。負担が大きく、家計を圧迫しています。手続きをすれば、食事代が安くなると聞いたのです。
- A 次の①②に該当する場合は、申請により、それぞれ次の金額に軽減されます。
- ① 市町村民税の非課税世帯の方で、標準負担額の減額認定を受けた場合、一日につき四百五十円に減額されます。
- ② 標準負担額の減額認定を受けている方で、過去二年間の入院日数が九十日（平成六年十月一日以降）を超えている場合は、一日につき三百円に減額されます。

- ① 印かん
- ② 運転免許証など、顔写真の入った身分を証明するもの
- ③ ②がない場合、保険証はご自宅に郵送します

ワンポイント健康づくり よくかんで若がえろう



現代人は、老若男女を問わず、やわらかい食べ物を好む傾向にあり、ひと口にかむ回数が減ってきているようです。

よくかめば、口の中での唾液の働きが活発になり、消化がよくなる、歯を丈夫にする、脳を刺激し老化を防止する、という効果がいっぱい。

また、唾液の量が減ると、口が乾きやすくなり、消化力が低下し、抵抗力も落ち、歯も弱くなってきます。一日に20回はかむようにし、とんとん若がえりましょう。

- Q 現在持っている減額認定証の有効期限が切れたら、新しい減額認定証を送っていただけますか。
- A いいえ。減額認定に該当されるかどうかは、所得等によって毎年変わるため、申請は毎年必要になります。なお、新年度分の申請は、毎年五月一日から受け付けます。
- （手続きに必要なもの）
- * 国民健康保険証
- * 印かん
- * 減額認定証

- Q 今までは、国保で減額認定を受けていたが、この度、他の保険に加入しました。このまま減額認定証を使ってもいいですか。
- A いいえ。次の場合には至急減額認定証をお返しください。
- ・ 国民健康保険の資格がなくなったとき（他の保険に加入したとき、転出したとき、死亡したときなど）。
- ・ 老人保健法の医療を受けるようになったとき。
- ・ 国保世帯の中に市町村民税が課税される人が生じたとき。
- ・ 有効期限が切れたとき。
- Q ずっと入院していたため、減額認定の手続きができませんでした。今までに支払った金額はどうなるのですか。
- A 減額該当者であれば、手続きをしていただければ、減額該当部分についての差額をお返します。
- （手続きに必要なもの）
- * 国民健康保険証
- * 印かん
- * 入院中の領収書（平成六年十月一日以降のもの）

老人医療

70歳になったら
老人保健で
受診を

外来	一か月	一、〇一〇円
入院	一日	七〇〇円

(ただし、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者で、市長の認定を受けている者は、一日三〇〇円)

平成七年四月から、病院で支払う一部負担金の額が、次のように改定されます。

◆病院窓口での一部負担金の支払い

健康手帳・老人医療受給者証と被保険者証を持って、受診しましょう。

◆病院で治療を受けるとき

一定の障害を持つ六十五歳から六十九歳までの方は、老人保健法による医療の給付を受けることができます。

ただし、国民健康保険および社会保険等に加入している方に限ります。

該当する方は老人医療受給者証と健康手帳の交付を受ける手続きをしましょう。

七十歳以上の方または一定の障害を持つ六十五歳から六十九歳までの方は、老人保健法による医療の給付を受けることができます。

◆歯の治療を受けるとき
歯や歯ぐきの病気になる場合、通常の歯科治療は、保険ですべてできます。

特殊な材料(金合金、ポーセレン等)を希望するときは、自己負担となります。

また、有床の義歯(総入れ歯等)は、原則として六か月以内に二度作ることはできません。

◆入院給食の定額負担
あらかじめ歯医者さんと相談し、治療内容、費用などについて納得したうえで受診してください。

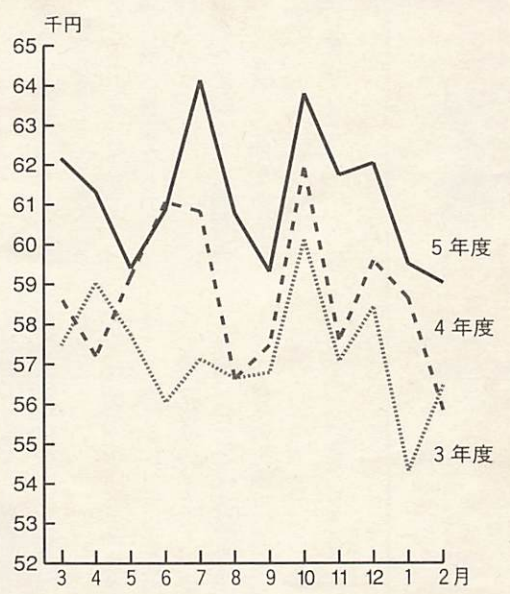
入院時の食事については他の療養にかかる医療費と別に、次のように定額負担をしていただくことになっています。

一般老人医療受給者		1日600円
市民税非課税世帯	年間 90日までの入院	1日450円
	90日を越える入院	1日300円
市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受けている方		1日200円

入院中または入院することになった市民税非課税世帯の方で、標準負担額の減額認定を受けようとする場合は、市保険年金課または出張所で申請の手続きをし、「減額認定証」の交付を受けてください。

〔申請に必要なもの〕
・被保険者証
・印かん
・老齢福祉年金証書(老齢福祉年金受給中の方のみ)

山口市の過去3年間の月別1人当たりの医療費の推移



◆知っていますか
医療費が毎年ふえて
いることを

老人医療費は毎年増え続けています。平成五年度は九十七億二千万円でした。



- 1 お医者さんにかかるときは、症状をよく説明しましょう。
- 2 家庭医をもちましょう。
- 3 お医者さんを信頼し、同じ病気でいくつも違うお医者さんにかかるのをやめましょう。
- 4 治療よりもまず予防を心がけましょう。
- 5 健康診査を積極的に受けましょう。
- 6 栄養・運動・休養の健康三原則を守りましょう。

もっと知ろう!! 福祉医療

福祉医療費助成制度は、重度心身障害者、乳幼児、母子家庭を対象とした保険診療による医療費の自己負担を助成する制度です。

福祉医療を受給している方は、受診する際に医療機関の窓口で福祉医療費受給者証と健康保険証を一緒に提示することで保険診療による自己負担分の支払いをせずに受診することができます。



償還払いって
なんだ?

償還払いとは、一時本人が立替え払いをし、後で市に申請して医療費の助成を受けるものです。次のような場合は償還払いの手続きをしてください。

- ・ 県外の医療機関で受診したとき
- ・ やむを得ない理由で受給者証を提示せずに受診したとき
- ・ コルセット代金などを支払ったとき

償還払いの手順

- 1 医療機関の領収書
健康保険証
印鑑
- 2 金融機関名・口座番号のわかるもの(郵便局は除く)
福祉医療費受給者証を用意する
- 3 市保険年金課またはお近くの出張所で
福祉医療費交付申請書
療養給付費証明書の記入
- 4 療養給付費証明書を加入医療保険の保険者に提出し、給付の証明を受ける
- 5 3で証明を受けた
療養給付費証明願と
福祉医療費交付申請書
医療機関の領収書を持参して市保険年金課またはお近くの出張所へ提出する
- 6 医療費の助成
指定の金融機関に医療費を振り込む(書類を提出した月の翌月。または、診療月の三か月以降に支払い)
- 7 福祉医療費交付申請書、療養給付費証明願の用紙は、市保険年金課、またはお近くの出張所に所定の様式があります。

咲かせましょう あなたの未来に 夢いっぱい



国民年金

国民年金の保険料が
改定されます

平成七年四月より、国民年金の保険料が改定されます。平成七年度の納入通知書は、四月中旬にお送りします。

平成7年度国民年金保険料

◆月額◆	
定額	11,700円
定額+付加	12,100円
◆前納◆（平成7年4月～8年3月分）	
定額	137,010円
定額+付加	141,690円

●付加保険料とは・・・

定額の保険料に月額四百円を上乗せして納めると、納めた月数×二百円で計算した金額（付加年金）が、老齢基礎年金に加算されます。

保険料の免除制度

こんなときは



失業中で収入がない場合など、保険料を納付することが困難なとき

免除申請

申請をして承認を受けると、保険料が免除されます。（申請は年度ごとにしてください）

一免除された期間の扱いは次のようになります一

最低25年の受給資格期間に・・・	合算されます。
年金額を計算するとき・・・	計算の対象にはなりません。その期間の年金額は、保険料を納めたときの3分の1の金額になります。
保険料の追納は・・・	免除された期間は、10年までさかのぼって追納できます。ただし、免除された当時の保険料に一定の率を掛けた金額になります。

●前納制度について
平成七年度分（四月～三月の一年分）をまとめて納めるのと次のおり割引されます。
定額 三、三九〇円
定額+付加 三、五一〇円
前納される場合は必ず四月二十八日までに納めてください。
※口座納付の人で、今まで毎月振替をされていた人が新たに前納振替を希望される場合は、四月十四日までに市保険年金課へご連絡ください。

平成7年度 保険料納付期限

各月	納付期限	各月	納付期限
4月	H7.4.28	10月	10.31
5月	5.31	11月	11.30
6月	6.30	12月	12.28
7月	7.31	1月	H8.1.31
8月	8.31	2月	2.29
9月	10.2	3月	4.1

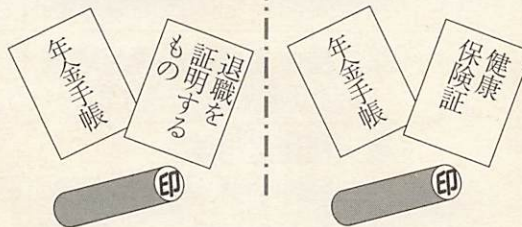
こんなとき忘れず
届け出を！

会社に就職（厚生年金保険・共済組合に加入）または退職されたときは、年金制度が変わります。忘れずに、住民票のある市町村の窓口へ届け出てください。

～手続きに必要なもの～

退職したとき

就職したとき

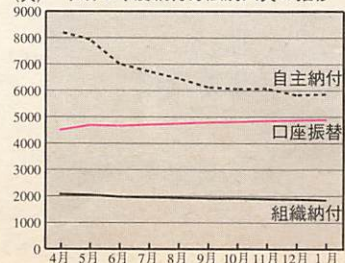


便利です！

～口座振替～

下のグラフは、一月末現在の納付方法別人員の推移を、月別で表したものです。表を見てわかるように自主納付される人が減少し、口座振替される人は徐々に増加しています。

平成6年度納付方法別人員の推移



年金制度の改正（平成7年4月実施）

サラリーマンの配偶者は届け出をすれば第3号被保険者となり、保険料納付は必要ありません。現在、第3号被保険者に該当しているにもかかわらず届け出をされていない人や、遅れて（二年経過後）届け出をされた人が多数いると考えられます。そこで平成七年四月～平成九年三月までに届け出を行えば、未届けの間（昭和六十一年四月以降）を納付された期間とする特例措置が設けられました。この期間に、確実な届け出を行い、年金受給権を確保しましょう。

第3号被保険者の特例

このほかにも、町内・婦人会などで集金する組織納付も指定された預金口座から自動的に引き落とされるため、納め忘れがなく便利です。

短期在留外国人の脱退一時金

短期在留外国人の方は、納付期間が短い場合、年金受給に結びつかない場合があります。そこで、保険料納付済期間が六か月以上の人が帰国された場合に、納付した月数に応じた脱退一時金が支給されます。

第1号被保険者としての保険料納付済期間	支給額
6か月以上12か月未満	35,100円
12か月以上18か月未満	70,200円
18か月以上24か月未満	105,300円
24か月以上30か月未満	140,400円
30か月以上36か月未満	175,500円
36か月以上	210,600円

用途地域が 新しく切り替わります

用途地域制度は、良好な市街地環境の形成や、都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さなどを規制・誘導する都市計画・建築規制制度であり、秩序あるまちづくりに大きな役割を果たしてきました。

この用途地域制度について、平成四年の都市計画法および建築基準法の改正（平成五年六月二十五日から施行）により、住環境の保護、市街地形態の多様化への対応等を目的として、用途地域の種類が八種類から十二種類になりました。

また同時に、各用途地域において建築することができる建築物の用途についても、見直しが行われました。

この用途地域制度の改正にともない、従来定められていた用途地域を新用途地域に指定替える都市計画の決定が、法律の施行から三年以内に行われます。

山口市でも、今回の改正にともない、今までの都市行政を踏まえるとともに、新しい市の将来像を加え、関係機関とも協議しながら、現在新しい用途地域の素案を作成中です。

改正前		改正後	
住居系	①第一種住居専用地域	①第一種低層住居専用地域 (低層住宅の良好な環境保護のための地域)	②第二種低層住居専用地域 (小規模な店舗の立地は認められる、低層住宅の良好な環境保護のための地域)
	②第二種住居専用地域	③第一種中高層住居専用地域 (中高層住宅の良好な環境保護のための地域)	④第二種中高層住居専用地域 (一定の利便施設の立地は認められる、中高層住宅の良好な環境保護のための地域)
	③住居地域	⑤第一種住居地域 (大規模な店舗、事務所の立地は制限される、住宅の環境保護のための地域)	⑥第二種住居地域 (大規模な店舗、事務所の立地も認められる、住宅の環境保護のための地域)
商業系	④近隣商業地域	⑦準住居地域 (道路の沿道において、自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域)	⑧近隣商業地域 (近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域)
	⑤商業地域	⑧商業地域 (店舗、事務所等の利便の増進を図る地域)	⑨商業地域 (店舗、事務所等の利便の増進を図る地域)
工業系	⑥準工業地域	⑩準工業地域 (環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域)	⑩準工業地域 (環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域)
	⑦工業地域	⑪工業地域 (工業の利便の増進を図る地域)	⑪工業地域 (工業の利便の増進を図る地域)
	⑧工業専用地域	⑫工業専用地域 (専ら工業の利便の増進を図るための地域)	⑫工業専用地域 (専ら工業の利便の増進を図るための地域)

新用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第三種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
□	■												
		①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり											
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの	■	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店および建具屋等のサービス業店舗のみ。2階以下
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの	■		②	③	○	○	○	○	○	○	○	② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業店舗のみ。
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	■			③	○	○	○	○	○	○	○	③ 2階以下
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	■				○	○	○	○	○	○	○	④ 物品販売店舗、飲食店を除く
	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの	■					○	○	○	○	○	○	
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの	■			▲	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの	■			▲	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	■			▲	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	■				○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	■				○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	■				○	○	○	○	○	○	○	
遊技施設・風俗施設	ホール、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等	■				▲	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	カラオケボックス等	■					○	○	○	○	○	○	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等	■					○	○	○	○	○	○	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	■						▲	▲	○	○	○	▲客席200㎡未満
公共施設・病院・学校等	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	■								○	▲		▲個室付浴場等を除く
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等	■		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	■		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
工場・倉庫等	自動車教習所	■				▲	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	単独車庫（附属車庫を除く）	■			▲	▲	▲	○	○	○	○	○	▲300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
	倉庫業倉庫	■						○	○	○	○	○	
	畜舎（15㎡を超えるもの）	■				▲	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	■	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	■				①	①	①	②	②	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	■							②	②	○	○	① 50㎡以下 ② 150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	■									○	○	
	危険性が大きいまたは著しく環境を悪化させるおそれがある工場	■										○	
自動車修理工場	自動車修理工場	■					①	①	②	③	③	○	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	■			①	②	○	○	○	○	○	
		量が少ない施設	■							○	○	○	○
		量がやや多い施設	■									○	○
量が多い施設		■										○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要											

（注）この表は、改正後の建築基準法別表第2で、すべての制限について記載したものではありません。

市職員の 給与等の状況

☆職員手当の状況

区分	山 口 市			国		
	（6年度支給割合）	期末	勤勉	（6年度支給割合）	期末	勤勉
期末手当 勤勉手当	6月期	1.6月分	0.6月分	6月期	1.6月分	0.6月分
	12月期	1.9月分	0.6月分	12月期	1.9月分	0.6月分
	3月期	0.5月分	一月分	3月期	0.5月分	一月分
	計	4.0月分	1.2月分	計	4.0月分	1.2月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
	有			有		
退職手当	（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	21.0月分	28.875月分	勤続20年	21.0月分	28.875月分
	勤続25年	33.75月分	44.55月分	勤続25年	33.75月分	44.55月分
	勤続35年	47.5月分	62.7月分	勤続35年	47.5月分	62.7月分
	最高限度額	60.0月分	62.7月分	最高限度額	60.0月分	62.7月分
	その他加算措置	定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		その他加算措置	定年前早期退職特別措置（2～20%加算）	
	退職時特別昇給	2号給		退職時特別昇給	1号俸	

☆人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳 （6.3.31）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 （B/A）	（参考） 4年度の 人件費率
5年度	人	千円	千円	千円	%	%
	128,972	38,655,111	632,960	7,321,227	18.9	19.8

（注）人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます

☆職員給与の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与と費 （B/A）
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	838	3,287,779	611,974	1,545,667	5,445,420	6,498

（注）1. 職員手当には退職手当を含みません
2. 給与費は12月市議会補正後の予算に計上された額です

☆職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況 （平成7年1月1日現在）

区分	一 般 行 政 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
	341,462円	402,628円	41.3歳

☆職員の初任給の状況（平成7年1月1日現在）

区分		山 口 市		国	
		決定初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額
一 般 行政職	大学卒	173,700円	193,900円	167,200円	180,500円
	高校卒	141,000円	157,400円	136,500円	145,900円

☆職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 （平成7年1月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行政職	大学卒	284,900円	331,400円	378,700円
	高校卒	229,700円	284,900円	331,400円

（注）経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです

☆一般行政職の級別職員数の状況（平成7年1月1日現在）

区分	9級	8級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	課長	課長補佐	係長	主任主事 主任技師	吏員	吏員	吏員以外の職員	
職員数	34人	75人	156人	84人	77人	62人	73人	18人	579人
構成比	5.8%	12.9%	27.1%	14.5%	13.3%	10.7%	12.6%	3.1%	100%
1年前の構成比	5.8%	12.5%	28.3%	15.3%	12.0%	11.3%	11.8%	3.0%	100%

（注）1. 山口市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です

☆昇給期間短縮の状況

区分	一 般 行 政 職	
	職 員 数 (A)	
5年度	579人	
	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数 (B)	27人
	比 率 (B) / (A)	4.7%

区分	区 分	
	職員全体に占める手当支給職員の割合	41.8%
特殊勤務手当 (5年度)	支給対象職員1人当たり平均支給年額	83,047円
	手当の種類(手当数)	22
	代表的な手当の名称	税務事務従事手当 環境衛生業務手当 福祉事務手当

時間外勤務手当	5年度	支給総額	234,875千円
		職員1人当たり支給年額	
4年度	支給総額	211,411千円	
	職員1人当たり支給年額	246千円	

（平成7年1月1日現在）

区分	山 口 市	国との異同	国
扶養手当	配偶者……16,000円 配偶者以外扶養親族のうち2人まで5,500円、配偶者がいない場合扶養親族のうち1人11,000円 その他の扶養親族……2,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子……月額2,000円を加算	同じ	同 左
住居手当	借家……2,500円～27,000円 持家……2,500円 (新築5年間4,000円) その他……2,500円	異なる	借家（家賃が12,000円以上の者）……最高27,000円まで 持家……1,000円 (新築5年間2,500円)
通勤手当	交通機関全額支給限度……月60,000円 交通用具……片道27km以上まで、区分を月額500円から20,900円まで	一部異なる	交通機関全額支給限度……月60,000円 交通用具……片道2kmから40km以上まで9区分を2,000円から20,900円まで

☆特別職の報酬状況（平成7年1月1日現在）

区分	給 料 月 額 等	
給 料	市長	930,000円
	市助	760,000円
	収入役	665,000円
報 酬	議長	520,000円
	副議長	450,000円
	議員	420,000円

区分	給 料 月 額 等		
期末・勤勉手当	（6年度支給割合）		
	市長	6月期	1.6月分
	市助	12月期	1.9月分
	収入役	3月期	0.5月分
	計	4.0月分	1.2月分
期末手当	（6年度支給割合）		
	議長	6月期	1.6月分
	副議長	12月期	1.9月分
	議員	3月期	0.5月分
	計	4.0月分	

☆定員の状況

ア 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数	対前年度増減数		
		平成4年	平成5年	平成6年
部 門				
一 般 行 政 部 門				
議 会	9	9	9	0
総 務	183	188	187	0
税 務	55	54	54	+5
生 産	143	144	145	△1
衛 生	106	106	108	0
農 林	54	52	53	+1
水 産	7	12	14	△2
商 工	68	69	74	+5
土 木				
小 計	625	634	644	+9
政 特 別 部 門 行				
教 育	185	192	193	+7
普 通 会 計 計	810	826	837	+16
公 営 企 業 等				
水 道	72	66	64	△6
交 通	45	44	43	△1
下 水 道	33	32	31	△1
其 他	15	14	15	△1
小 計	165	156	153	△9
合 計	975	982	990	+7

イ 平成6年の職員数の増減状況

部 門	増員数	減員数	差 引	主 な 増 減 理 由
一 般 行 政 部 門				
議 会	0	0	0	
総 務	4	5	△1	組織定員の見直しによる減等
税 務	0	0	0	
生 産	2	1	1	園児増加による保育園保母の増等
衛 生	2	0	2	保健その他業務増加による増等
農 林	2	1	1	地籍調査業務増加による増等
水 産	2	0	2	中原中也記念館開館に伴う増等
商 工	2	0	2	河川改修業務等の増加による増等
土 木	5	0	5	
政 特 別 部 門 行				
教 育	1	0	1	文化財業務増加による増
公 営 企 業 等				
水 道	0	2	△2	組織定員の見直しによる減等
交 通	0	1	△1	組織定員の見直しによる減等
下 水 道	1	2	△1	普通会計への移管等による減等
其 他	1	0	1	農業集落排水会計の増

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています



合併処理浄化槽 維持管理や 水質検査を忘れずに

下水道のない所で、トイレを水洗化するのに役立つのが家庭用の浄化槽。その中でも生活雑排水も処理でき、環境にやさしい合併処理浄化槽の利用が飛躍的にふえています。

合併処理浄化槽が十分な働きをするように、適切な維持管理を行いましょ。生活雑排水もきれいにする

浄化槽は自然の自浄作用を人工的に活用した装置。微生物の働きで汚水を浄化してきれいな水を放流するもので、その種類は次の二つです。

○単独処理浄化槽：尿(水洗便所汚水)だけを単独で処理します。

○合併処理浄化槽：尿と生活雑排水(台所、風呂などの排水)を併せて処理します。

合併処理浄化槽をつけることで、トイレを水洗化して快適な生活を送ることができま

す。さらに、きれいな水を流すことで、美しく豊かな自然を守ることもできます。このほかにも次のような利点があります。

◎単独処理浄化槽に比べて汚れが八分の一、くみ取り便所に比べて汚れが約七分の一

◎補助金制度や各種の融資制

度があり、個人負担が軽くなります。

浄化槽を取り付けるには

事前の届け出が必要

家の新築や増改築と同時に設置するときは、建築確認申請書に浄化槽調書をつけて、建築主事の確認を受けてください。便所の改造等の場合は浄化槽設置届を山口環境保健所に提出してください。

浄化槽の工事は必ず知事の登録を受けた工事業者に依頼してください。

補助金の交付

山口市では、自己の居住用の家に合併処理浄化槽を設置される方に、補助金を交付しています。ただし、公共下水道認可区域や農業集落排水事業処理決定区域の方は除きます。

十分な働きをするために

大切な維持管理

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を処理する装置ですから、微生物が活発に活動できるように環境を保つことが大切。

そのためには、適切な維持管理と検査が必要です。(浄化槽法により、定期的に実施することが義務付けられています)

また、油を流す、過度の洗剤を使う、消毒薬を流すなど、微生物に有害なことはしないようにしましょ。

水質に関する検査

浄化槽を使い始めて、六か月たったなら二か月以内に、その後は年一回、水質に関する検査を受けてください。

検査は、知事が指定した検査機関(山口県浄化槽協会)で行っています。

保守点検

使用開始の直前に一回、その後は定期的に保守点検を受けてください。

保守点検を行うには、専門的な知識や技術が必要のため、それぞれの家庭で行うのは困難です。知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託しましょ。

清掃

槽内にたまった汚泥などを除去したり、機器類の洗浄などを行ったりして、浄化槽の機能を回復させるため、年一回以上の清掃が必要です。

市の許可を受けた清掃業者に依頼しましょ。

※浄化槽についての問い合わせは、市生活環境課(☎22-41111内線2433)へ

(財) 内海奨学会奨学生募集

- 資格 市内に住所がある人の子どもで、4年制大学(医学部は6年)に在学する人。ただし、ほかの奨学金を受けている人は除きます。
- 奨学金(月額) 県外大学25,000円、県内大学20,000円
- 申込期間 6月15日(木)まで(当日消印有効)
- ※くわしくは市教育委員会教育総務課(☎22-4111内線3311・3312)へお問い合わせください。

なぎなた愛好者・初心者を募集

- 日時 4月4日から毎週火曜日、午後1時~3時
- 場所 県警体育館(武徳殿)
- 募集人員 10人
- 会費 月1,000円
- 申し込み 3月31日までに市なぎなた連盟事務局 山下(☎22-8354)へ

第7回山口100萩往還マラニック大会

◆参加者募集◆

歴史の道萩往還を舞台に、全国のランナーが集まる大会です。

- 期日 5月2日(火)・3日(水)・4日(木)
- 種目・参加料
 - ・マラニックの部 250km(30,000円)・140km(12,000円)・70km(8,000円)・35km(4,000円)
 - ・歩け歩きの部 60km(6,000円)・35km(4,000円)
- 申し込み 3月31日までに山口100萩往還マラニック大会実行委員会事務局(〒742-15 熊毛郡田布施町竹部 小野幹夫方 ☎0820-52-2682)へ

※申込書は市役所受付にあります。

◆ボランティア募集◆

- 日時 5月2日・3日・4日(4日だけでも可)
- 内容 運転手・荷物運搬・移動給水・給水所の手伝い・補導・案内・監察など(大会中の食事・宿泊・車代は無料)
- 募集人員 30人
- 連絡先 「ランナーズ山口」別宮安雄(白石二丁目8-44 ☎28-2956)

消費者意識高揚の標語募集

消費者一人一人が商品や契約方法についての正しい知識を持ち、確かな選択をすることを促すため、標語を募集します。

- 応募資格 県内在住者
- 応募作品 30字以内で未発表作品
- 賞 最優秀賞1点、優秀賞2点、佳作5点(5月25日の第17回消費者月間記念大会で発表・表彰)
- 応募方法 はがきに住所、氏名、年齢、職業(学校名・学年)、電話番号を記入して4月21日までに下記の応募先へ
- 応募先 山口市葵二丁目6-2 山口県消費生活センター(☎24-0999)

榎野川漁業協同組合の遊漁料

魚種	漁具・漁法	遊漁者区分	券種	遊漁料
あこふは ゆい いなや	投網 (2等)	大人	年券	(円) 7,500
			日券	1,500
あゆ ます類 べへレイ	竿釣 (3等)	大人	年券	4,500
			日券	700
		中学生	年券	2,200
うなぎ かに	籠箱 (3ヶ)	大人	年券	3,000
			中学生	年券
こい ふな	手竿釣 たも網 (3等)	大人	日券	1,500
			年券	4,500
		中学生	日券	700
はや うなぎ	リール使用をのぞく 竿釣 (雑)	大人	日券	500
			年券	3,000
		中学生	日券	500
うなぎ	うなぎぐり		年券	1,500
			1枚につき	500

(備考)

- (1) 小学生以下は手釣、竿釣(リール竿を含む)に限り無料とし、そのほかの漁法は中学生に準じます。
 - (2) 身体障害者は年券のみ半額を免除します。ただし身体障害者福祉法第4条に規定するものに限りです。
 - (3) 「かに」は甲長5センチメートル以下は採捕を禁止します。
 - (4) 3等以上の資格者がうなぎ竹籠漁をする場合は、3本以内とします。
 - (5) 組合員と同一世帯の家族が遊漁する場合は、行送料と同額の遊漁料をそれぞれ徴収します。ただし、かに漁の家族は認めず、遊漁者扱いとします。(1等、2等は許可しません。)
 - (6) 手数料…再発行手数料は1枚につき500円、現場徴収手数料は1名につき200円。優遇措置として、山口市民および小郡町民は、アユ・マス類・べへレイ以外の魚類の竿釣(リール竿を含む)に限って遊漁料を免除します。ただし、1人1竿とします。
- ※環境保全のため、弁当の空き箱、空き缶、ビン、ビニール袋などは各自で持ち帰りましょう。特に釣り針、釣り糸の投げ捨ては危険です。必ず持ち帰りましょう。

狂犬病予防注射

- 登録 生後3か月以上の犬は毎年登録していましたが、制度が変わり、生涯1回のみ登録すればよいことになります。
 - 予防注射 生後3か月以上の犬は毎年1回は義務づけられています。
 - 料金 5,830円(平成7年度予定額)(登録料:3,000円、注射料2,830円、ただし獣医師方で行う場合は6,830円)
 - ※4月17日以降の日程は次号でお知らせします。
- 都合の良い場所です必ず受けてください。

	場所	時間	場所	時間							
4月6日(木)	吉敷	中尾公民館	9:20~9:40	4月7日(金)	御堀公民館	9:00~9:40					
		四の宮境内	9:50~10:40		永上公民館	9:50~10:20					
		中村古四の宮境内	10:50~11:30		長野公民館	10:30~11:30					
		山口環境保健所	13:30~14:00		上矢田公民館	13:30~13:40					
		木崎出雲大社分院出張所	14:10~14:40		茅野神田公民館出張所	13:50~14:30					
							14:50~16:20				
	4月10日(月)	大内ほか	下千坊公民館		9:00~9:50	4月11日(火)	宮野ほか	泉公会堂	9:30~9:50		
			小京都集会所		10:00~10:40		新橋バス停	10:00~10:50			
			中村農協団地公園		10:50~11:30		熊坂公会堂	13:30~14:10			
			小野公民館		13:30~13:50		中忍路公会堂	14:20~15:00			
菅内台公民館(前田横)			14:00~14:30	仁壁神社	15:20~15:40						
							14:40~15:00				
4月12日(水)		宮野	護国神社	9:30~10:10	4月13日(木)		大歳	周布町雇用促進住宅	9:00~9:30		
			桜島公会堂	10:20~10:50				中央寝装駐車場	9:40~10:40		
			上折本公会堂	13:30~14:20				石崎サンリース	11:00~11:30		
			出張所	14:30~15:30				和田公会堂	13:30~13:50		
				出張所		14:00~15:20					
	4月14日(金)	平川	台公会堂	9:00~9:40		4月14日(金)	平川	閩公会堂	10:00~10:40		
			福良公会堂	10:50~11:30				福良公会堂	10:50~11:30		
			平野橋	13:30~14:00				平野橋	13:30~14:00		
			出張所	14:10~16:00				出張所	14:10~16:00		
4月3日(月)	大殿	天花畑公会堂	9:00~9:10	4月4日(火)	白石	中央五丁目中電アパート前	9:00~9:30				
		瑠璃光寺駐車場	9:20~9:50			山口隣保館	9:40~10:10				
		光台寺	10:00~10:20			山佐自動車横	10:20~10:50				
		野田神社	10:30~11:00			市歴史民俗資料館	11:10~11:30				
		金古曾ザピエル公園	11:10~11:30			長寿寺	13:30~13:50				
							13:40~14:30				
	4月5日(水)	湯田	市福祉センター		13:40~14:30	4月5日(水)	湯田	天神お旅所	14:40~15:00		
			永福寺		14:40~15:10			市役所生活環境課横	15:10~15:50		
			大殿中学校		15:20~15:50						

催し物とお知らせ

国の教育ローン

◆一般教育ローン

- 融資額 学生・生徒一人につき150万円以内
- 利率 年4.9%
- 対象 大学や高校・各種学校の入学時や在学時に必要な資金
- 返済期間 8年以内(据置期間は在学期間内で最長4年)
- 問い合わせ 国民金融公庫山口支店(☎22-3660)へ

◆年金教育資金

- 厚生年金保険・国民年金に10年以上加入している方が利用できます。また国民金融公庫の一般教育ローンと併用できます。
- 融資額 学生・生徒一人につき100万円以内(国民年金は50万円以内)
 - 利率 年4.9%
 - 対象 大学や高校・各種学校の入学時や在学時に必要な資金
 - 返済期間 8年以内(据置期間は在学期間内で最長4年)
 - 問い合わせ 県勤労者福祉事業団(☎25-2299)へ

市民公益サービスコーナー

転出・転入の手続きをまとめてどうぞ

- 市役所では、年度末・年度始めの転出・転入の手続きの際に、市民のみなさんの便宜をはかるため、市民公益サービスコーナーを開設します。電気の契約廃止・再使用、電話の新設・移転、NHKの住所の変更、上・下水道の使用開始・中止などの手続きをまとめて済ませることができます。どうぞご利用ください。
- 期間 3月22日～4月5日(土日を除く)、午前9時～午後5時
 - 場所 市役所市民ホール

雇用促進住宅を被災者に お貸しします

- 雇用促進事業団では、兵庫県南部地震で住宅が倒壊、焼失して住むことができなくなった方へ、雇用促進住宅を一時的にお貸しします。
- 入居基準 ①～③のすべての条件を満たし、被災時に兵庫県南部・大阪府の一部に住んでいた方
 - ①住んでいた住宅が焼失・倒壊して住むことができなくなった世帯
 - ②ほかに身を寄せる親族・知人宅などが無い世帯
 - ③住宅を借りたり、購入できない世帯
 - 利用期間 原則として入居後6か月以内(その後6か月を限度に更新可能)
 - 費用 使用料は無料、電気・ガス・水道代などは入居者負担。
 - 問い合わせ 雇用促進事業団山口雇用促進センター住宅係(☎32-1010)へ

募集コーナー

山口高校通信制の生徒募集

- 入学資格 普通科 中学校または中学校に準ずる学校を卒業、または平成7年3月卒業見込みの人 衛生看護科 普通科と同じで、山口高校と技能連携をしている准看護婦養成施設に入所している人
- 募集人員 普通科300人、衛生看護科100人、科目履修生制限なし
- 願書受付期間 3月13日～4月6日正午
- 願書請求・問い合わせ 山口高等学校通信制課程(糸米一丁目9-1/☎22-8511)へ
- ◆願書を請求するときは270円切手をはった角形2号封筒を同封してください。

合気道スポーツ少年団

- 日時 4月12日から毎週水・土曜日、小学生：午後6時30分～7時30分、中学生以上：午後7時40分～9時10分
 - 場所 スポーツ文化センター武道館(維新公園内)
 - 指導 合気道師範、指導員による正式指導
 - 募集人員 20人
 - 会費 毎月2,000円、入会金3,000円
 - 問い合わせ 市合気会事務局 田中恵美子(マルヤスポーツ店内 ☎22-0856)へ
- ※一般の人も稽古できます。

青少年国際交流事業

総務庁では、平成7年度の青少年国際交流事業への参加者を募集しています。

- ◆国際青年育成交流 ブラジル、コスタリカ、デンマーク、ジョルダン、ネパール、タイ、アメリカ、ジンバブエのうち1か国を訪問(9月～10月・約25日間)
- ◆日本・中国青年親善交流 中国を訪問(9月～10月・約20日間)
- ◆日本・韓国青年親善交流 韓国を訪問(9月～10月・約15日間)
- ◆世界青年の船 南アフリカ、スリランカ、アラブ首長国連邦、タンザニアを訪問(平成8年1月～3月・約65日間)
- ◆東南アジア青年の船 ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイを訪問(9月～11月・約55日間)
- 募集窓口 市教育委員会生涯学習課
- 申込期限 4月17日まで
- ※くわしくは県企画部女性青少年課(☎33-2634)へお問い合わせください。

4月の不燃物収集日

3日(月)	佐山
4日(火)	嘉川
5日(水)	下金古曾・木町・久保小路・新馬場・銭湯小路・相物小路・松の木町・下堅中下・堂の前・一本松・湯屋町
6日(木)	陶・鑄銭司
7日(金)	名田島・秋穂二島
10日(月)	西朝倉・西惣太夫・角下市・熊野
11日(火)	野田・大殿大路・今市・米屋町・上古熊・太刀売・大市諸願・御局小路・古熊
12日(水)	大内
13日(木)	今道・大附・八幡馬場・天神通り・上堅小路・東滝
14日(金)	平川
17日(月)	石観音・仁保
18日(火)	小鯖
19日(水)	三和町・元町・西滝・西白石・西糸米
20日(木)	上後河原・(上・中・下)清水・中讃井・円政寺・田町・天花・荒高・前町・新橋・西門前
21日(金)	吉敷
24日(月)	下堅上・東糸米・東白石・元町西・中後河原・下後河原・鑿石
25日(火)	今小路・新天街・新道・新町・新丁・早間田・中河原・中市・竜王町
26日(水)	宮野
27日(木)	上・中・下道場門前・上金古曾・東惣太夫・朝倉中央・東朝倉
28日(金)	大蔵

編集後記

▽今年も、アツと言う間にもう三月の半ばになりました。四月に入れば地方統一選挙が始まります。最近では、若い人の政治離れが指摘されるなどの原因もあって、投票率がいま一つはかばかしくありません。私たちに最も身近な選挙でもあり棄権のないようにしたいものです。

▽ようやく雨らしい雨が降るようになりましたが、市内のたぬ池はどこもまだ水位が下がったままのようです。このままでは、田植え時の農業用水の不足が心配されます。

市民無料法律相談

- 日時 3月22日(水)午後1時半(1時受付開始)
 - 場所 白石公民館
 - 相談内容 日常生活での法律の問題に関すること
 - 相談員 弁護士
 - 問い合わせ 市広報課(☎22-41)
 - 聴講市民相談室(☎22-41)
- ※ご相談に際しては、詳しい書類(登記、契約書など)を持参してください。
- ※行政相談は、市民相談室、行政監察事務所(☎22-11590)で常時受け付けています。

催し物とお知らせ

セミナーパーク オープニングフェスタ

人材育成の拠点施設「山口県セミナーパーク」の竣工を記念してオープニングフェスタを開催します。クロスカントリー大会やフリーマーケット、各種ステージなどたくさんのイベントがあります。

○日時 3月26日(日) 午前10時から

○場所 県セミナーパーク・消防学校(山口市大字秋穂二島・鑄銭司)

○内容

第1回山口クロスカントリー大会(午前11時スタート 個人・団体リレー合わせて6種目 高校12校と一般・中学生が多数出場予定)ほかにウォークラリー大会・フリーマーケット・フリーステージ・音楽の祭典など

○問い合わせ 実行委員会事務局(県管財課内☎33-2216)へ

引っ越しごみの 取り扱いは

引っ越しするときのごみの収集処理は次のようになっています。

○申し込み 市役所市民課(☎22-4111内線2414)または清掃事務所(☎27-1770)へ

○収集日 毎週水曜日の午後1時～3時

○処理手数料(消費税含む)

積載重量	可燃物	不燃物
0.3t車 (ミカン箱30～40個分の量)	1,545円	920円
0.7t車 (ミカン箱50～60個分の量)	3,600円	2,160円
1.0t車 (ミカン箱80～100個分の量)	5,150円	3,090円
2.0t車 (ミカン箱150個分の量)	10,300円	6,180円

○お願い

・可燃物、不燃物は別々に収集しますので、きちんと区別してしっかりこん包してください。
・屋外へ出し、車両の進入できる場所へ置いてください。

○問い合わせ 市役所市民課(☎22-4111内線2414)または清掃事務所(☎27-1770)へ

電話加入権の公売

市では、市税・国民健康保険料の滞納により差し押さえた電話加入権を、入札で公売します。

○日時 3月28日(火) 午前10時入札開始

(9時40分までに入室してください)

○場所 市役所2階第2会議室

○持参するもの 印鑑、身分証明書(運転免許証など)、入札予定金(50,000円以上、別途消費税)

○公売する電話加入権 10件

※本人以外の方が入札する場合は委任状が必要です。

※市税等の納入により当日公売を中止する場合がありますのでご了承ください。

○問い合わせ 市収納課(☎22-4111内線2286)へ

劇団はぐるま座公演 「あるオモロの生涯」 「この地球に夢の国を」

○日時・場所

・3月18日(土) 午後2時から 仁保農協2階

・3月19日(日) 午後2時から 小郡ふれあいセンター

・3月20日(月) 午後7時から 湯田小学校校体育館

・3月21日(火) 午後2時から 二島小学校校体育館

○前売券 一般2,000円(当日2,300円)、小中高生1,000円(1,300円)、親子2,500円(3,000円)

○前売券取扱所

18日:仁保農協、19日:小郡公民館、20日:県婦人教育文化会館、菓鋪たまや、文栄堂GREENBooks、21日:二島公民館、J A 山口秋穂二島支所、スウィングオカダ

○連絡先

18日:仁保公民館(☎29-0105)、19日:小郡公民館(☎08397-3-0638)、20日:松田(☎22-3276)、21日:二島公民館(☎87-2059)

不動産の無料相談会

価格・地代・家賃の決め方、土地の最有効利用、その他あらゆる不動産の問題について不動産鑑定士が相談を受けます。

○日時 4月11日(火) 午前10時～午後4時

○場所 市民会館小ホール

○主催 (社)日本不動産鑑定協会 山口県部会

ため池の賠償責任保険に 加入を

この保険は、ため池で人身・物損事故が起き、管理者が賠償請求を受けた場合に、賠償損害額を保険金として支払う制度です。

現在加入されている「ため池賠償責任保険」が6月1日で満了となります。

平成7年度も継続して加入され、未加入のため池も新規加入されるようおすすめます。

保険の加入は、個々での契約ができませんので、市が取りまとめた窓口となります。

○対象となる事故

ため池周囲の安全柵が不完全なため発生した人身事故など(故意・天災などによる損害は除く)

○対象となる損害

①慰謝料・治療費・修理費

②事故発生後の応急手当・安全対策・護送など

③訴訟・仲裁・和解・調停費用

○補償額

	対人賠償	対物賠償
1災害当たりの支払限度額	1億円	1千万円
1人当たりの支払限度額	3千万円	—
自己負担金	1万円	1万円

○保険期間 6月1日～平成8年6月1日

○保険料 ため池面積10㎡につき1円60銭

○申込期間 4月1日～25日

○申し込み・問い合わせ

市耕地課(☎22-4111内線2534)または各出張所へ

表示登記無料相談

山口県土地家屋調査士会では、「表示登記の日」に表示登記に関する無料相談を行います。お気軽にご相談ください。

○日時 4月1日(土) 午前9時～午後3時

○場所 山口県司調会館(駅通り二丁目9-15)

○相談内容 土地の分筆・合筆・地目変更、建物の新築・増築・滅失など

○問い合わせ 山口県土地家屋調査士会(☎22-5975)へ

山东大学

(国際文化老人大学)

留学生を募集

中国・済南市の山东大学では、海外の老年友人に、文化交流のため国際文化老人大学を定期的に開設しています。この大学の留学生の二次募集を行います。

○期間 五月二十日～六月二十日

○対象 中国の文化や観光に興味のある人(年齢、学歴、国籍を問いません)

○内容 (希望により自由に選択)

- ・中国の文化・文学・民俗・歴史・太極拳・氣功・書道・中国語・絵画などの教科
- ・工場・農村・漢方病院・学校などの見学
- ・名所・旧跡の観光旅行
- 生活
- ・一人一部屋(バス・トイレ・エアコン・カラーテレビ・冷蔵庫付き)
- ・一日三食付き(中国の伝統料理)

○経費 三十万円以内(航空運賃・医療費・自由行動の経費を除く)

○申し込み 四月五日までに山口市日本中国友好協会事務局(☎28-1380)へ